

政策の立案から実施、評価までの市の意思形成過程や実施過程で、責任をもつて主体的に関与することをいいます。また、第5項の「傍聴しやすい日時」には、休日又は夜間を含みます。

※ 公聴会

委員会が、予算その他重要な議案、陳情等について、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くために開くことができるものです。

※ 参考人

委員会が、その調査又は審査のため必要があると認めるときに出頭を求め、これに応じて委員会に出頭してその意見を述べる者のことをいいます。

※

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有します。（日本国憲法第16条）

（情報公開の推進）

第12条 議会は、議会に関する情報の公開を推進し

なればならない。
2 議会は、保有する情報ヨン等を利用し、積極的に公開するものとする。

3 議会は、定例会のほか、すべての委員会及び全員協議会を原則公開とする。
4 議案に対する議決の賛否は、議決責任の観点から、原則として公表する。

【解説】

第12条には、情報公開の推進について定めています。議会は、保有する情報の一層の公開を図り、議会の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な議会運営を目指しています。

具体的には、議会広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョン等を活用して、保有している情報を積極的に公開していくほか、創意工夫を凝らし、広報紙の内容等を絶えず充実させていくこととしています。

第3項では、法律により公開が原則とされる本会議のほか、すべての委員会及

び全員協議会を原則公開することを定めます。なお、会議を非公開とする例としては、議員又は市民の一身上の事件にかかる審議を行いう場合、公開することにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあります。

第4項では、議決に対し責任を負うため、議案に対する議決の賛否を原則として公表することとしています。ただし、公表することにより、議員の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を除きます。

第4項では、議決に対し責任を負うため、議案に対する議決の賛否を原則として公表することとしています。ただし、公表することにより、議員の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を除きます。

議会報告会とは、議会の活動を市民に報告することで、市民の声を十分に取り入れて、市政に対する新たな政策提案や議会の活動指針に結びつけていきます。

第4章 議会と市長等との関係

（議会と市長等との関係の基本原則等）

第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない、と定めています。

第2項では、議会が、会期中閉会中にかかるらず、市長等執行部に対して文書による質問を行うことができ、また、文書により回答を求めることがあります。

おいて、市長等から文書による回答を求めるものとする。議会は、議員が行う市長等への要請に

何がどのように議論されているのか、分かりにくいため、議会報告会を開催し、市民に知つていただくことが大切になります。

議会報告会とは、議会の活動を市民に報告することで、市民の声を十分に取り入れて、市政に対する新たな政策提案や議会の活動指針に結びつけていきます。

【解説】

第14条には、議会と市長等との関係の基本原則等を定めています。

第1項では、議会が、前文の箇所でも解説した「二元代表制」の下で、市長等執行部と常に緊張ある関係を保ちながら、議会に付与された権限を行使し、また、政策の立案を通じて、市政の発展に取り組まなければならぬ、と定めています。

第2項では、議会が、会

期中閉会中にかかるらず、市長等執行部に対して文書

によることとすることを表明しています。

第3項では、議員が行う

市長等執行部への要請に

関する質問を行なうこ

とができる。この場合に

2 議会報告会に関することは、別に定める。

（議会報告会に関することは、別に定める。）

第13条には、議会報告会について定めています。

市長等への要請に

対して文書質問を行うこ

とができる。この場合に